

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第10号

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額に関する規則（昭和35年岩手県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

改正前							改正後							
別表第1（第2条関係）							別表第1（第2条関係）							
組 織	区 分						組 織	区 分						
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種		1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種	
知 本 事 庁 の 事 務 部 局	[略]	[略]	交通政 策参事 参事 [略]	[略]	[略]	[略]	知 本 事 庁 の 事 務 部 局	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	
		首席政 策監 [略]		政策調 査監	医師支 援推進 監 防災危 機管理 監 [略]				部長 秘書広 報室長	首席調 査監 [略]	参事 [略]	調査監 総務事 務セン ター所 長 政策監 調整監 競馬改 革推進 監 出納指 導監 [略]	防災危 機管理 監 医師支 援推進 監 [略]	
広 域 振 興 局	[略]	副局長	[略]	部長（ 税務部 に限る 。） ）	保健福 祉室長  林務室 長		広 域 振 興 局	[略]	副局長 部長（ 盛岡に 限る。 ） 保健福 祉環境 技監（ 盛岡に 限る。 ）	[略]	経営企 画部長  総務部 長 保健福 祉環境 部長（ ） 県南に 限る。	県税部 長 保健福 祉環境 部長（ ） を除く ） 農南を 除く。 ） 農林部 長 ）	県税室 長 保健福 祉室長 （盛岡 ） を除く ） 農村整 備室長 （県北 に限る 。）	

) 農政部長	林務部長	企画推進課長
	水産部長(県北に限る。)	産業振興課長(盛岡に限る。)
) 土木部長	特命参事	管理主幹
	納税室長	総務課長(総務部(総務センターを除く。))に限る。)
) 課税室長	保健福祉室長(盛岡に限る。)	) 農業振興室長
	農業改良普及室長	
) 農村整備室長	農業改良普及室長	農政調整課長
	農村整備室長(県北を除く。)	農林調整課長
) 管理用地室長	管理用地室長	林業振興課長(盛岡に限る。)
	道路河川室長	水産調整課長
) 建築住宅室長	建築住宅室長	用地課長(盛岡及び花巻土木センターに限る。)
	センター所長(千厩土木センターを除く。)	調整課長
		センター所長

経営企画課長	調整課長
	総務課長

特命参事

農業改良普及室長  
農村整備室長

農林調整課長

(千厩  
土木セ  
ンター  
に限る  
。)  
林務室  
長  
ダム建  
設事務  
所長  
普及サ  
ブセン  
ター所  
長  
林務出  
張所長

広 域 振 興 局 総 合 支 局		総合支 局長	保健福 祉環境 技監 参事 技術参 事	部長 特命参 事 農業改 良普及 室長	室長（ 農業改 良普及 室長を 除く。 ） センタ ー所長 普及サ ブセン ター所 長 総務入 札課長 （花巻 及び一 関に限 る。） 用地課 長（花 巻に限 る。）
地 方 振	局長（ 盛岡に 限る。	局長 部長（ 盛岡に	保健福 祉環境 技監	部長 特命参 事	企画振 興課長 （盛岡

興局	） 限る。 ） 保健福祉環境技監（盛岡に限る。）	参事 技術参事	保健福祉室長 農業振興室長 農業改良普及室長 農村整備室長（盛岡に限る。） 管理用地室長 道路河川室長 建築住宅室長 土木事務所長 納税室長 課税室長	に限る。） 管理主幹 税務室長 普及サブセンター所長 （盛岡に限る） 農村整備室長 農林水産調整監 林務課長（盛岡に限る。） 用地課長（盛岡に限る。） 出張所長（岩手に限る。） ダム建設事務所長 林務事務所長								
広域振興局及び地方	県民生活センター所長 [略] 農業改良普及センター所長	[略]	食肉衛生検査所長	保健所次長（奥州に限る。） 保健所遠野支所長 農業研		広域振興局以外の出	東京事務所長 [略] 農業改良普及センター所長	[略]	東京事務所の部長 消防学校長 食肉衛生検査所長 県民生	保健所次長（奥州に限る。） 農業研		

振興局以外の出先機関	(中央に限る。 <u>東京事務所</u> 長)	<p>保健所 所外山 畜産研 究室長 [略]</p> <p>保健所 長(県 央及び 奥州を 除く。 ) [略] 杜陵学 園長</p>	<p>究セン ター畜 産研究 所外山 畜産研 究室長 [略]</p>	先機関	(中央に限る。)	<p><u>活セン</u> <u>ター所</u> 長 保健所 長(県 央及び 奥州を 除く。 ) [略] 杜陵学 園長 <u>大阪事</u> <u>務所</u>長 <u>北海道</u> <u>事務所</u> 長 <u>名古屋</u> <u>事務所</u> 長 <u>福岡事</u> <u>務所</u>長 工業技 術集積 支援セ ンター 所長 [略] 花巻空 港事務 所長 <u>東京事</u> <u>務所</u>の 部長 <u>大阪事</u> <u>務所</u>長 <u>北海道</u> <u>事務所</u> 長 <u>名古屋</u> <u>事務所</u></p>	<p>究セン ター畜 産研究 所外山 畜産研 究室長 [略]</p>
------------	----------------------------	--	--	-----	----------	--	--

					長 福岡事 務所長 消防学 校長														
[略]										[略]									
[略]										[略]									
備考 改正部分は、下線の部分である。																			

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。